

市町村における次世代育成支援地域後期行動 計画策定にあたっての県の支援策について

現状と課題、施策の方向、県の支援策

1 1 1 の施策の方向

前回の国の策定指針、現在の国の施策の方向性や本県の取り組みの現状を踏まえて、次の施策の方向を例示することとする。

すべての家庭に対する支援

多様なニーズに対応した保育サービスの充実

母子の健康の確保、相談体制の充実

思春期保健対策の充実と食育の推進

生きる力をはぐくむ学校教育の推進

スポーツ環境の充実

家庭、地域における養育機能の向上

妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくり

仕事と子育ての両立支援（職業生活と家庭生活との両立の推進）

防犯・交通安全教育の推進

子どもの権利保障のための支援の推進（要保護児童への対応など）

2 現状と課題について

現状と課題については、前回のガイドライン、現在の国の施策の方向性や本県の取り組みの現状を踏まえている。

新たに現状と課題に記載したものは下線表記している。

市町村にあっては、現状と課題について地域の実情を検証することが必要である。

3 施策の方向について

現状と課題に対応した施策について、事業内容を明示してより具体的な施策の方向を示しているが、市町村にあっては、地域の実情に応じて検討を加え、より効果的な施策を講ずる必要がある。

4 県の支援策について

具体的な施策の方向に関する県の支援策（国・県の補助事業や技術支援）を例示している。

また、行動計画は定量的な目標（目標数値）を明示する必要があることから、明示が可能な支援策については、印で、数値項目は《《数値項目》》で例示することとした。

なお、具体的な施策に対応した県の支援策がないものは、必要に応じて市町村独自の施策を講ずる必要がある。